

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業の概要について

1. 事業の概要

(1) 事業名

(仮称) 生駒北学校給食センター整備運営事業

(2) 事業方式

PFI 法に基づき、事業者が施設の設計及び建設を行い、市に施設の所有権を移転した後、維持管理・運營業務を実施します。

(3) 事業期間

- ・設計期間 : 平成30年 1月～平成30年 6月
- ・建設期間 : 平成30年 7月～平成31年 6月
- ・準備期間 : 平成31年 7月初旬～平成31年 8月31日
- ・給食開始日 : 平成31年 9月 1日
- ・運営期間 : 平成31年 9月 1日～平成46年 7月31日
- ・平成46年 9月以降の運営については、新たに市が選定します。

(4) 事業の範囲

設計・建設業務、準備業務、維持管理業務、清掃業務、運營業務（給食調理・配送等）とします。

(5) 参加事業者

株式会社 東洋食品
株式会社 奥村組 関西支店
タニコー株式会社 大阪営業所
株式会社 中西製作所 奈良営業所
株式会社 ホウワ
伊藤忠アーバンコミュニティ株式会社
NECキャピタルソリューション株式会社
株式会社 楠山設計
パシフィックコンサルタンツ株式会社

2. 施設の概要

(1) 敷地の概要

事業用地	: 生駒市高山町12595 番地他
用途地域	: 市街化調整区域
土地の所有	: 市有地（一部民有地を借地する。）
敷地面積	: 約9,300 m ²
建ぺい率	: 70%
容積率	: 400%

(2) 建物の概要

調理能力	: 8,000食/日（アレルギー対応食を含む）
対象校	: 小学校12校（約7,500食）
構造形式	: 鉄骨造
基礎	: 杭基礎もしくは地盤改良
階数	: 2階
建物最高高さ(※)	: 13.90m
建築面積(※)	: 約2,800m ²
延べ面積(※)	: 約3,900m ²
駐車場台数	: 27台
駐輪場台数	: 12台
緑化率	: 10%

(※)今後、設計等協議により変更の可能性あり

3. 周辺環境への影響および配慮事項

(1) 車両交通量

① 車両の出入状況

通勤車両、食材搬入車両及び配送トラックの出入状況及び構内動線計画は以下のとおりです。

表 1. 車両の出入状況(案)

時間	車両類型		車両台数(台)※	
	車種	仕様	入場	退場
6:30～8:30	通勤車両	普通乗用車	約25台	-
6:30～7:30 13:00～14:00	食材搬入車両	2tトラック	約12台	約12台
10:00～12:00	配送トラック	3tトラック	約19台	約14台
13:00～16:00	配送トラック	3tトラック	約11台	約16台
16:00～17:30	通勤車両	普通乗用車	-	約25台

※)状況に応じて変動の可能性あり

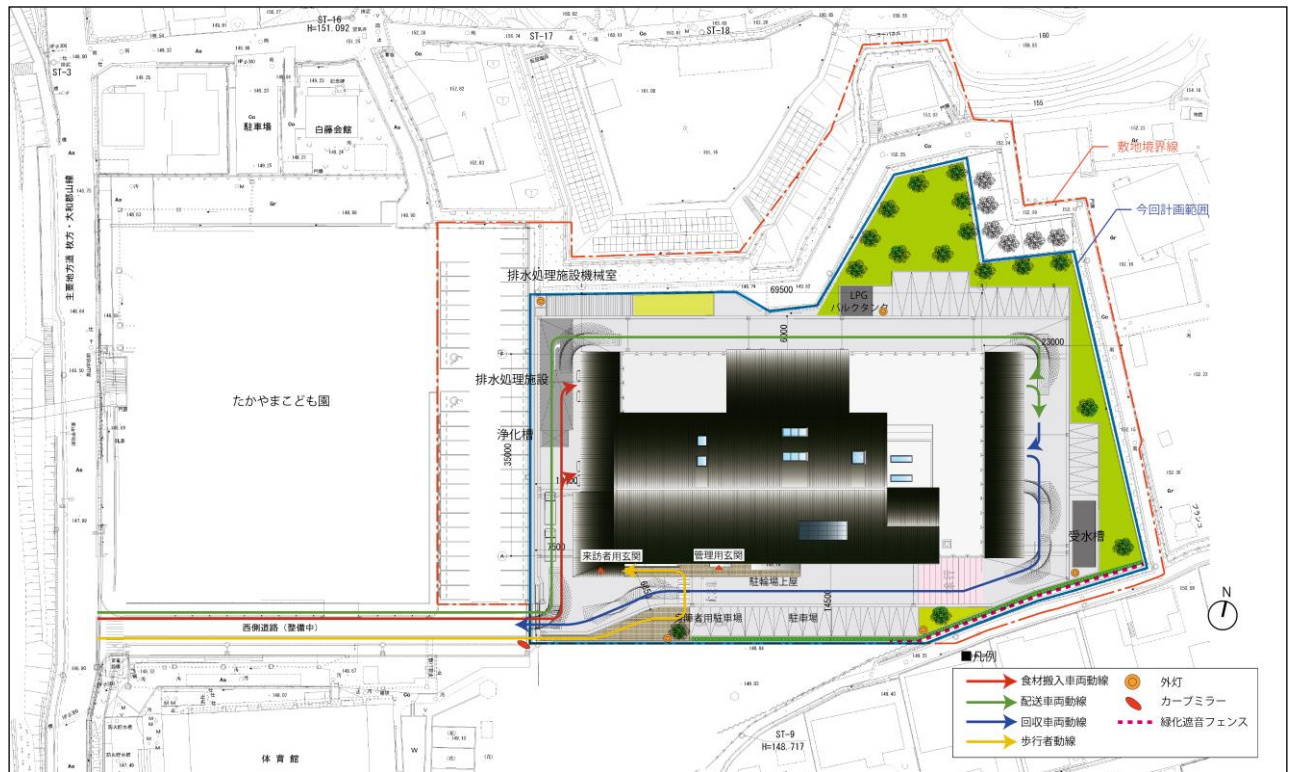


図 1. 動線計画図

② 車両集中時間帯における安全の確保

(ア) 周辺交通の安全性の確保

- ・ 本敷地の出入口にはカーブミラー及び警告灯を整備し、車両の出入庫の際の安全性を確保します。

(2) 騒音・振動

① 満たすべき基準

本施設において特定施設（※1）に該当する設備に関しては、以下の規制基準を満たします。

区域の区分		時間の区分		
		昼間 8時～18時	朝・夕 6時～8時 18時～22時	夜間 22時～6時
第1種区域	第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域及び風致地区(第3種区域に該当する区域を除く。)並びに歴史的風土保存区域	50	45	40
第2種区域	第1,2種住居地域、準住居地域(これらの地域のうち第1種区域に該当する区域を除く。)及びその他の区域	60	50	45
第3種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60	50

図 2. 騒音に係る規制基準（単位：デシベル）

出典)「生駒市 特定施設設置届出のしおり」より抜粋

区域の区分		時間の区分	
		昼間 8時～19時	夜間 19時～8時
第1種区域	第1,2種低層住居専用地域、第1,2種中高層住居専用地域、第1,2種住居地域、準住居地域及びその他の地域	60	55
第2種区域	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域	65	60

図 3. 振動に係る規制基準（単位：デシベル）

出典)「生駒市 特定施設設置届出のしおり」より抜粋

② 騒音・振動対策

(ア) 排水処理施設機械室

- 排水処理施設機械室は、敷地西側に配置し、騒音を軽減します。

(イ) 給食センター

- 外壁の開口を極力少なくし、調理エリア内から発生する音漏れを軽減します。
- 室外機は低騒音仕様を採用し、機器からの騒音を抑制します。
- 配送・回収口にはドックシェルター（※2）を設け、コンテナ室及び洗浄室から発生する音漏れを抑制します。
- ボイラーは室内に配置するとともに、吸音材を設けることで外部への音漏れを抑制します。
- 敷地南側に緩衝帯となる植栽を設け、南側住宅への騒音を抑制します。

（※1）特定施設とは、騒音規正法施行令別表第1、振動規正法施行令別表第1に基づく空気圧縮機、送風機

（※2）ドックシェルターとは、トラックと入出荷口との隙間を埋めるクッション性の優れた気密装置であり、室内空調の温度維持、外部からの雨風、虫及び埃の侵入を防ぎます。



【ドックシェルターイメージ】

(3) 臭気

① 満たすべき基準

本計画地は悪臭防止法における順応地域に該当するため、臭気を発生する設備に関しては、敷地境界線上で以下の基準を満たします。

規制地域の区分		一般地域	順応地域	その他の地域
特定悪臭物質の種類				
アンモニア	ppm	1	2	5
メチルメルカプタン	ppm	0.002	0.004	0.01
硫化水素	ppm	0.02	0.06	0.2
硫化メチル	ppm	0.01	0.05	0.2
二硫化メチル	ppm	0.009	0.03	0.1
トリメチルアミン	ppm	0.005	0.02	0.07
アセトアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
プロピオンアルデヒド	ppm	0.05	0.1	0.5
ノルマルブチルアルデヒド	ppm	0.009	0.03	0.08

イソブチルアルデヒド	ppm	0.02	0.07	0.2
ノルマルバレラルデヒド	ppm	0.009	0.02	0.05
イソバレラルデヒド	ppm	0.003	0.006	0.01
イソブタノール	ppm	0.9	4	20
酢酸エチル	ppm	3	7	20
メチルイソブチルケトン	ppm	1	3	6
トルエン	ppm	10	30	60
ステレン	ppm	0.4	0.8	2
キシレン	ppm	1	2	5
プロピオン酸	ppm	0.03	0.07	0.2
ノルマル酪酸	ppm	0.001	0.002	0.006
ノルマル吉草酸	ppm	0.0009	0.002	0.004
イソ吉草酸	ppm	0.001	0.004	0.01

図 4. 臭気に係る規制基準

出典)「奈良県 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定 (告示第 778 号)」より抜粋

② 臭気対策

(ア) 排水処理施設

- ・ 排水処理施設は敷地西側に配置します。
- ・ スクラバー脱臭システム+液相脱臭システムを有した高度処理設備を採用します。

(イ) 給食センター

- ・ 厨房の排気は、光触媒フィルターを有した脱臭装置を介して排気します。
- ・ 残さは、臭気を外部にもらさないよう自動輸送パイプにより処理室へ直接圧送し廃棄します。

(4) 排水(厨房排水・一般排水)

① 満たすべき排水基準

本施設の排水は、最終的に河川へ放流する計画であるため、水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法により規定された排水基準(下表)を満たします。特にBOD(生物化学的酸素要求量)については、さらに高い基準を目指します。

表 2. 排水基準

項目	BOD	n-HEX	SS	pH	COD	T-N(チッ素)	T-P(リン)
計画排水量	8,000食/日×20L/食=160m ³ /日						
許容限度(日間平均)	20mg/ℓ	30mg/ℓ	70mg/ℓ	5.8~8.6	20mg/ℓ	10mg/ℓ	1.5mg/ℓ

② 水質基準確保のための対策

(ア) 厨房排水

- ・ 膜分離活性汚泥方式の高度な排水処理施設を採用し、上記の水質を確保した上で河川に放流します。

(イ) 一般排水(汚水・雑排水)

- ・ 担体流動濾過循環方式の浄化槽にて浄化した後、排水処理施設を介して河川へ放流します。

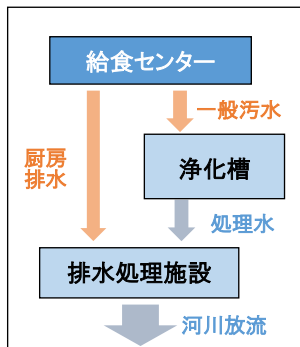


図5. 排水処理のフロー

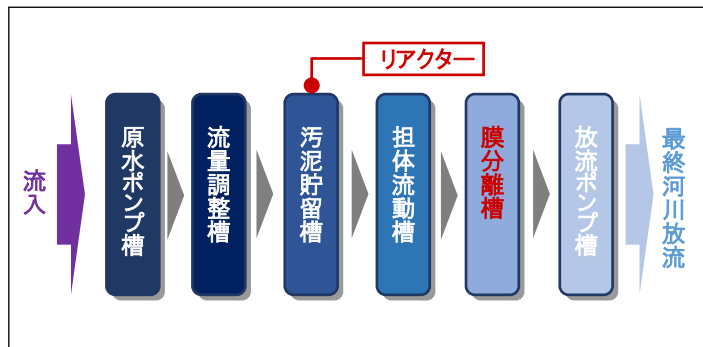


図6. 排水処理施設フロー

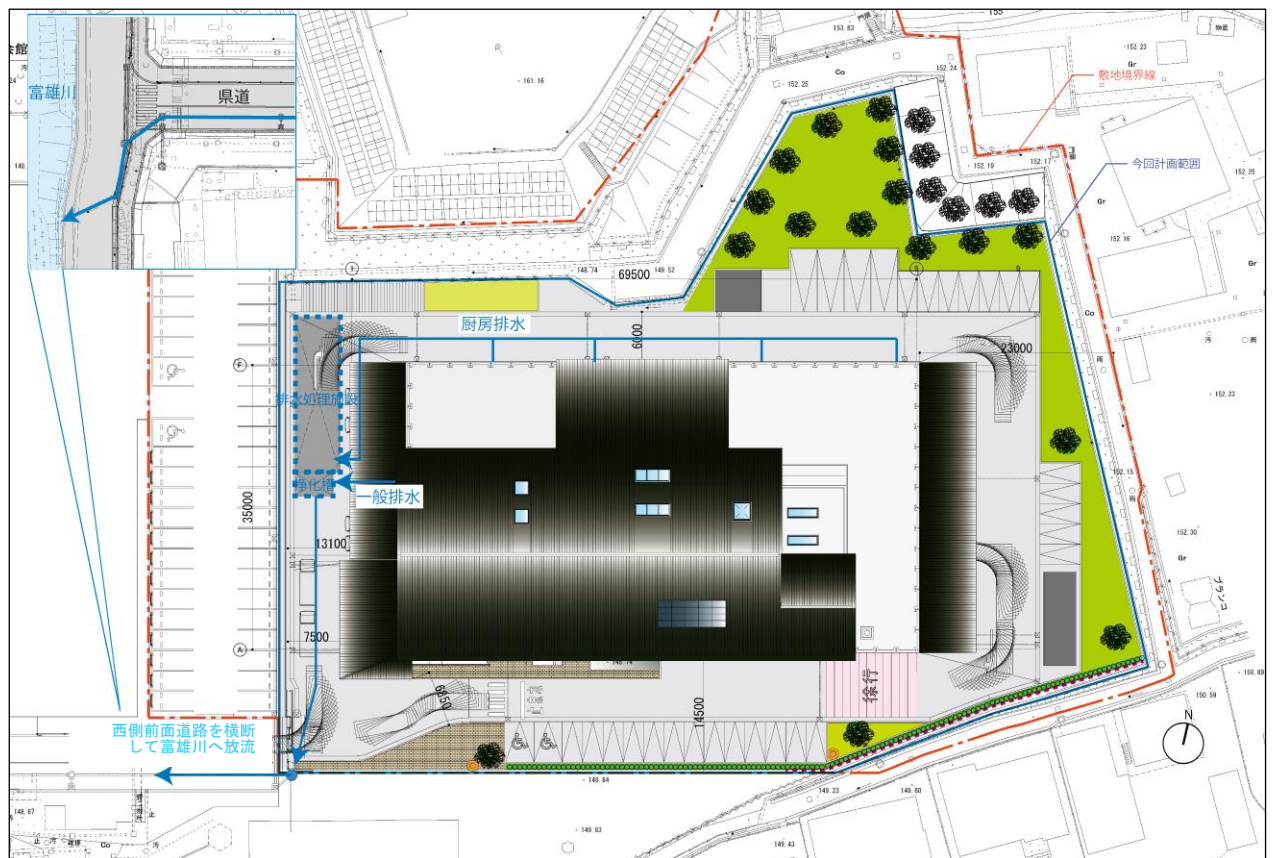


図7. 排水経路(案)